

2018 年度 立命館附属校 教師塾（新任研修）Ⅲ

附属校教育研究・研修センター

第3回の教師塾は、6月5日（火）立命館学園顧問弁護士置田文夫先生（アクシス法律事務所）に「危機管理ケーススタディ～スクール・コンプライアンス～」というテーマでお話をいただいた。研修内容を下記の通り報告する。受講対象者は全員が参加した。

【研修の記録】

多数の学校の顧問弁護士として、トラブルの相談を多数受けてきた経験をもとに、いくつかの事例とその対応についての講義が行われた。

① 生徒は体育授業中に跳び箱の着手に失敗し、骨折をした。学校の留意点と教師や学校の責任は？

→被害児童・生徒への適切な処置はもちろんのこと、保護者への連絡や職員間の情報共有、学校法人立命館への連絡などは、正確さ以上に早さが重要である。それに加えて、マスコミへの対応は窓口を一本化し、他の職員は個別取材に応じない、誰の責任で起こったのかなどについての発言は慎重に行うべきである。

② 学校内で、生徒Aのカバンから財布が盗まれ、後に生徒Bが盗んだと判明した場合は？

→事前に教員ができることは、貴重品をできる限り持って来ない、また身に付けておくという指導をすることである。カバンは生徒個人の管理下にあるので、学校側が賠償責任を負う必要はなく、警察への通報義務もない。また、学校としては加害者である生徒Bに対して教育的配慮から、個人情報保護の観点から忘れてはならない。

③ 転校してきた生徒がいじめられてケガをしたら？

→加害生徒を指導する、保護者への責任を求める、傍観する生徒への指導といった流れで行動する。この際、いじめ認知後の調査・報告義務が強く求められるため、「やれることはやった」と言えるまでの情報を収集する必要がある。

④ ネットいじめが起こった。どのように対処すべき？

→インターネット上の書き込みはすぐに書き換えられてしまうので、まずはそれを保存してプリントアウトしておくこと。また、早急に削除される必要のあるものに関しては、ウェブサイトの管理者等に削除を請求する。

⑤ 保護者から個人情報保護の観点から、学級名簿や緊急連絡網リストの作成・配布、卒業アルバムへの個人写真の掲載を止めろと言われたら？

→個人情報の開示については、文書により事前に保護者に同意を得ておく必要がある。一方で、卒業アルバムの個人写真については、近年は掲載を止める依頼は少なくなってきたが、法律上は他の個人情報と同じく同意を得られない場合には掲載できないというのが基本である。

⑥ 市販のワークブックをコピーして児童・生徒に使わせるのは法律違反？

→市販の教材を教師が1冊だけ購入して、そのごく一部だけを授業で使うのは許容される（著作権法第36条第1項）。しかし、全部をコピーして配布すると当該商品の販売市場に影響を及ぼすため許容されなくなっているため注意が必要である。



（記録：立命館慶祥高等学校 岩城里奈）

（編集 附属校教育研究・研修センター 羽田 澄）